

法務省民二第162号  
平成27年3月23日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長  
( 公 印 省 略 )

厚生年金保険法第100条の4等の規定により日本年金機構に事務が委任等された換価の猶予及び納付の猶予に係る登記の嘱託の様式について  
(依命通知)

標記について、別紙甲号のとおり厚生労働省大臣官房年金管理審議官から民事局長宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、平成24年10月11日付け法務省民二第2549号民事局長回答及び同日付け法務省民二第2550号当職依命通知は、廃止されたものとして、了知願います。

年管第0316第1号

平成27年3月16日

法務省民事局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官

厚生年金保険法第100条の4等の規定により日本年金機構に事務が委任等  
された換価の猶予及び納付の猶予に係る登記の嘱託の様式について（照会）

（日本年金機構が国税徴収法（昭和34年法律第147号）第151条又は第151条の2の規定の例により換価の猶予を許可した際において、日本年金機構が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第100条の4等の規定により抵当権の設定の登記及び抵当権の抹消の登記を嘱託する場合の嘱託書等の様式について、別添1及び別添2のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

また、これに合わせて、「厚生年金保険法第100条の10等の規定により日本年金機構に対して事務委託された際の登記嘱託の様式について」（平成24年9月24日付け年管発第0924第1号当職照会）に係る抵当権の設定の登記及び抵当権の抹消の登記の嘱託書等の様式を別添3及び別添4のとおりとしたいので、併せて照会します。

なお、差し支えない場合は、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し周知方よろしくお取り計らい願います。

## 登記嘱託書

登記の目的 抵当権設定【注1】

原因 平成〇〇年〇〇月〇〇日換価の猶予にかかる平成〇〇年度から平成〇〇年度厚生年金保険料、健康保険料及び子ども・子育て拠出金（延滞金及び滞納処分費を含む。）についての平成〇〇年〇〇月〇〇日設定

債権額 金 円

債務者 債務者の住所・氏名

抵当権者 厚生労働省

設定者 担保物件の所有者の住所・氏名

添付情報 登記原因証明情報  
抵当権設定登記承諾書（印鑑証明書付）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）

嘱託者 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地  
日本年金機構代理人〇〇年金事務所長 〇 〇 〇 〇 ⑩  
連絡先の電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

## 不動産の表示

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 【注2】

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

地目 〇〇

地積 〇〇・〇〇平方メートル

不動産番号 0987654321098【注2】  
所 在 ○○市○○町○丁目○番地○  
家屋番号 ○番○  
種 類 ○○  
構 造 ○○造○○ぶき2階建  
床面積 1階 ○○・○○平方メートル  
2階 ○○・○○平方メートル

不動産番号 5678901234567【注2】

一棟の建物の表示

所 在 ○○市○○町○丁目○番地○  
建物の名称 ○○マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 ○○町○丁目○○番の○○

建物の名称 ○○号

種 類 ○○

構 造 ○○造1階建

床面積 ○階部分 ○○・○○平方メートル

敷地権の表示

符 号 1

所在及び地番 ○○市○○町○丁目○番○

地 目 ○○

地 積 ○○○・○○平方メートル

敷地権の種類 ○○権

敷地権の割合 ○○分の○○



不動産の表示

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目  
地番 〇番〇  
地目 〇〇  
地積 〇〇・〇〇平方メートル

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
家屋番号 〇番〇  
種類 〇〇  
構造 〇〇造〇〇ぶき 2階建  
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル  
2階 〇〇・〇〇平方メートル

一棟の建物の表示

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
建物の名称 〇〇マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 〇〇町〇丁目〇〇番の〇〇  
建物の名称 〇〇号  
種類 〇〇  
構造 〇〇造 1階建  
床面積 〇階部分 〇〇・〇〇平方メートル

敷地権の表示

符号 1  
所在及び地番 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇  
地目 〇〇  
地積 〇〇〇・〇〇平方メートル  
敷地権の種類 〇〇権  
敷地権の割合 〇〇分の〇〇

抵当権設定登記承諾書

原因 平成〇〇年〇〇月〇〇日、納付義務者についての平成〇〇年〇〇月〇〇日付け換価の猶予にかかる平成〇〇年度から平成〇〇年度までの厚生年金保険料、健康保険料及び子ども・子育て拠出金（延滞金及び滞納処分費を含む。）を被担保債権とする抵当権の設定

抵当権者 厚生労働省

納付義務者 納付義務者の住所・氏名

債権額 金 円

下記物件に上記の抵当権設定の登記をすることを承諾します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構 〇〇年金事務所長 殿

設定者  
住所  
氏名

印

不動産の表示 別紙目録のとおり

(注) 設定者の印鑑証明書を添付のこと。

不動産の表示

所在地積 〇〇市〇〇町〇丁目  
〇番〇  
〇〇  
〇〇・〇〇平方メートル

所在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
家屋番号 〇番〇  
種類 〇〇  
構造 〇〇造〇〇ぶき 2階建  
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル  
2階 〇〇・〇〇平方メートル

一棟の建物の表示

所在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
建物の名称 〇〇マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 〇〇町〇丁目〇〇番の〇〇  
建物の名称 〇〇号  
種類 〇〇  
構造 〇〇造 1階建  
床面積 〇階部分 〇〇・〇〇平方メートル

敷地権の表示

符号 1  
所在及び地番 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇  
地目 〇〇  
地積 〇〇〇・〇〇平方メートル  
敷地権の種類 〇〇権  
敷地権の割合 〇〇分の〇〇



【注1】この様式は、日本年金機構（年金事務所）が、厚生年金保険法第89条及び第100条の4第1項、健康保険法第183条及び第204条第1項並びに子ども・子育て支援法第71条第1項及び第3項の規定に基づき、換価の猶予を許可した場合において、日本年金機構（年金事務所）が、抵当権の設定の登記の嘱託の事務を行う場合に使用する。

【注2】登記嘱託書に不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積（建物にあっては、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積。区分建物にあっては、一棟の建物の表示である所在及び建物の名称、専有部分の建物の表示である家屋番号、建物の名称、種類、構造及び床面積並びに敷地権の表示である所在、地番、地目及び地積）の記載を省略することができる。

ただし、敷地権付き区分建物にあっては、不動産番号を記載した場合であっても、敷地権の種類及び割合の記載を省略することはできない。

【注3】この様式は、日本年金機構（年金事務所）が、以下の規定に基づき、換価の猶予を許可した場合において、日本年金機構（年金事務所）が、抵当権の設定の登記の嘱託の事務を行う場合にも使用することができる。

- 船員保険法 船員保険法に規定する保険料その他同法の規定による徴収金を徴収するため、同法第137条及び第153条第1項の規定
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に規定する特例納付保険料を徴収するため、同法第2条第8項及び第16条第1項の規定

## 登記嘱託書

登記の目的 抵当権抹消【注1】

原因 平成〇〇年〇〇月〇〇日解除

抹消すべき登記 平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第 号

権利者 担保物権の所有者の住所・氏名

義務者 厚生労働省

添付情報 登記原因証明情報

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）

嘱託者 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地  
 日本年金機構代理人〇〇年金事務所長 〇 〇 〇 〇 印  
 連絡先の電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
 担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 金 千円【注2】

## 不動産の表示

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 【注3】

所在 〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

地目 〇〇

地積 〇〇・〇〇平方メートル

不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 【注3】

所在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

家屋番号 〇番〇

種類 〇〇

構造 〇〇造〇〇ぶき2階建

床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル

2階 〇〇・〇〇平方メートル

不動産番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 【注3】

一棟の建物の表示

所 在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

建物の名称 〇〇マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 〇〇町〇丁目〇〇番の〇〇

建物の名称 〇〇号

種 類 〇〇

構 造 〇〇造1階建

床 面 積 〇階部分 〇〇・〇〇平方メートル

敷地権の表示

符 号 1

所在及び地番 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇

地 目 〇〇

地 積 〇〇〇・〇〇平方メートル

敷地権の種類 〇〇権

敷地権の割合 〇〇分の〇〇

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 抵当権者 厚生労働省

抵当権設定者 担保物件の所有者の住所・氏名

(2) 不動産の表示

別紙目録のとおり

2 登記の原因となる事実又は法律行為

日本年金機構代理人〇〇年金事務所長は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、厚生年金保険法第89条及び第100条の4第1項、健康保険法第183条及び第204条第1項並びに子ども・子育て支援法第71条第1項及び第3項の規定【注4】に基づき、上記1(2)に設定していた以下の抵当権の全部を解除した。

解除した抵当権 〇〇法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）

平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第 号

上記のとおり証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本年金機構代理人〇〇年金事務所長

〇 〇 〇 〇



不動産の表示

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目  
地番 〇番〇  
地目 〇〇  
地積 〇〇・〇〇平方メートル

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
家屋番号 〇番〇  
種類 〇〇  
構造 〇〇造〇〇ぶき 2階建  
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル  
2階 〇〇・〇〇平方メートル

一棟の建物の表示

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
建物の名称 〇〇マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 〇〇町〇丁目〇〇番の〇〇  
建物の名称 〇〇号  
種類 〇〇  
構造 〇〇造 1階建  
床面積 〇階部分 〇〇・〇〇平方メートル

敷地権の表示

符号 1  
所在及び地番 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇  
地目 〇〇  
地積 〇〇〇・〇〇平方メートル  
敷地権の種類 〇〇権  
敷地権の割合 〇〇分の〇〇

【注1】この様式は、日本年金機構（年金事務所）が厚生年金保険法第89条及び第100条の4第1項、健康保険法第183条及び第204条第1項並びに子ども・子育て支援法第71条第1項及び第3項の規定に基づき換価の猶予を許可した際に設定した抵当権について、日本年金機構（年金事務所）が、その抵当権の登記の抹消の嘱託の事務を行う場合に使用する。

【注2】不動産1個につき1000円である。ただし、同一の申請書により20個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数1件につき2万円である（登録免許税法別表第一第一号（十五））。

なお、敷地権付き区分建物にあつては、敷地権が設定されている土地を1個の不動産として計算する（例えば、敷地権が二つの土地に設定されている場合、区分建物と合わせて、3000円となる。）。

【注3】登記嘱託書に不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積（建物にあつては、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積。区分建物にあつては、一棟の建物の表示である所在及び建物の名称、専有部分の建物の表示である家屋番号、建物の名称、種類、構造及び床面積並びに敷地権の表示である所在、地番、地目及び地積）の記載を省略することができる。

ただし、敷地権付き区分建物にあつては、不動産番号を記載した場合であっても、敷地権の種類及び割合の記載を省略することはできない。

【注4】この様式は、日本年金機構（年金事務所）が以下の規定に基づき換価の猶予を許可した際に設定した抵当権について、日本年金機構（年金事務所）が、その抵当権の抹消の登記の嘱託の事務を行う場合にも使用することができる。

- 船員保険法 船員保険法に規定する保険料その他同法の規定による徴収金を徴収するため、同法第137条及び第153条第1項の規定
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に規定する特例納付保険料を徴収するため、同法第2条第8項及び第16条第1項の規定

## 登記嘱託書

登記の目的 抵当権設定【注1】

原因 平成〇〇年〇〇月〇〇日納付の猶予にかかる平成〇〇年度から平成〇〇年度厚生年金保険料、健康保険料及び子ども・子育て拠出金（延滞金及び滞納処分費を含む。）についての平成〇〇年〇〇月〇〇日設定

債権額 金 円

債務者 債務者の住所・氏名

抵当権者 厚生労働省

設定者 担保物件の所有者の住所・氏名

添付情報 登記原因証明情報  
抵当権設定登記承諾書（印鑑証明書付）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）

嘱託者 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地  
日本年金機構代理人〇〇年金事務所長 〇 〇 〇 〇 ⑩  
連絡先の電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産の表示

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 【注2】  
所在地 〇〇市〇〇町〇丁目  
地番 〇番〇  
地目 〇〇  
地積 〇〇・〇〇平方メートル

不動産番号 0987654321098【注2】  
所 在 ○○市○○町○丁目○番地○  
家屋番号 ○番○  
種 類 ○○  
構 造 ○○造○○ぶき2階建  
床面積 1階 ○○・○○平方メートル  
2階 ○○・○○平方メートル

不動産番号 5678901234567【注2】

一棟の建物の表示

所 在 ○○市○○町○丁目○番地○  
建物の名称 ○○マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 ○○町○丁目○○番の○○  
建物の名称 ○○号

種 類 ○○  
構 造 ○○造1階建  
床面積 ○階部分 ○○・○○平方メートル

敷地権の表示

符 号 1  
所在及び地番 ○○市○○町○丁目○番○  
地 目 ○○  
地 積 ○○○・○○平方メートル  
敷地権の種類 ○○権  
敷地権の割合 ○○分の○○



## 登記原因証明情報

### 1 当事者及び不動産

- (1) 当事者 抵当権者 厚生労働省  
抵当権設定者 担保物件の所有者の住所・氏名
- (2) 不動産の表示  
別紙目録のとおり

### 2 登記の原因となる事実又は法律行為

#### (1) 被担保債権

〇〇厚生（支）局長は、（債務者）との間で、平成〇〇年〇〇月〇〇日、同人に係る平成〇〇年度から平成〇〇年度までの厚生年金保険法、健康保険法及び子ども・子育て支援法に規定する保険料その他これらの法律の規定による徴収金について、厚生年金保険法第89条及び第100条の9第1項（又は第2項）、健康保険法第183条及び第205条第1項（又は第2項）並びに子ども・子育て支援法第71条第1項、並びに厚生年金保険法第89条及び第100条の9第1項（又は第2項）の規定【注3】に基づき、国税通則法第46条第2項（又は第3項）の規定による納付の猶予を行い、上記1（2）記載の不動産を担保とすることに合意した。

納付の猶予額 金 円  
債務者 債務者の住所・氏名

#### (2) 抵当権の設定

（設定者）は、〇〇厚生（支）局長に対して、平成〇〇年〇〇月〇〇日、上記（1）記載の債権を被担保債権とする抵当権を、上記1（2）記載の不動産に設定することを承諾した。

上記のとおり証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇厚生（支）局長

〇 〇 〇 〇



(別紙目録)

不動産の表示

所在地積 〇〇市〇〇町〇丁目  
〇番〇  
〇〇  
〇〇・〇〇平方メートル

所在地積 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
家屋番号 〇番〇  
種類 〇〇  
構造 〇〇造〇〇ぶき 2階建  
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル  
2階 〇〇・〇〇平方メートル

一棟の建物の表示

所在地積 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
建物の名称 〇〇マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 〇〇町〇丁目〇〇番の〇〇  
建物の名称 〇〇号  
種類 〇〇  
構造 〇〇造 1階建  
床面積 〇階部分 〇〇・〇〇平方メートル

敷地権の表示

符号 1  
所在及び地番 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇  
地目 〇〇  
地積 〇〇〇・〇〇平方メートル  
敷地権の種類 〇〇権  
敷地権の割合 〇〇分の〇〇

抵当権設定登記承諾書

原因 平成〇〇年〇〇月〇〇日、納付義務者についての平成〇〇年〇〇月〇〇日付け納付の猶予にかかる平成〇〇年度から平成〇〇年度までの厚生年金保険料、健康保険料及び子ども・子育て拠出金（延滞金及び滞納処分費を含む。）を被担保債権とする抵当権の設定

抵当権者 厚生労働省

納付義務者 納付義務者の住所・氏名

債権額 金 円

下記物件に上記の抵当権設定の登記をすることを承諾します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇厚生（支）局長 殿

設定者  
住所  
氏名

印

不動産の表示 別紙目録のとおり

（注）設定者の印鑑証明書を添付のこと。

不動産の表示

所在地積 〇〇市〇〇町〇丁目  
〇番〇  
〇〇  
〇〇・〇〇平方メートル

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
家屋番号 〇番〇  
種類 〇〇  
構造 〇〇造〇〇ぶき 2階建  
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル  
2階 〇〇・〇〇平方メートル

一棟の建物の表示

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
建物の名称 〇〇マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 〇〇町〇丁目〇〇番の〇〇  
建物の名称 〇〇号  
種類 〇〇  
構造 〇〇造 1階建  
床面積 〇階部分 〇〇・〇〇平方メートル

敷地権の表示

符号 1  
所在及び地番 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇  
地目 〇〇  
地積 〇〇〇・〇〇平方メートル  
敷地権の種類 〇〇権  
敷地権の割合 〇〇分の〇〇

【注1】この様式は、地方厚生（支）局長が、厚生年金保険法第89条及び第100条の9第1項（第2項）、健康保険法第183条及び第205条第1項（第2項）、並びに子ども・子育て支援法第71条第1項並びに厚生年金保険法第89条及び第100条の9第1項（第2項）の規定に基づき、納付の猶予を許可した場合において、日本年金機構（年金事務所）が、厚生年金保険法第89条及び第100条の10第1項、健康保険法第183条及び第205条の2第1項並びに子ども・子育て支援法第71条第1項及び第8項の規定により、抵当権の設定の登記の嘱託の事務を行う場合に使用する。

【注2】登記嘱託書に不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積（建物にあっては、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積。区分建物にあっては、一棟の建物の表示である所在及び建物の名称、専有部分の建物の表示である家屋番号、建物の名称、種類、構造及び床面積並びに敷地権の表示である所在、地番、地目及び地積）の記載を省略することができる。

ただし、敷地権付き区分建物にあっては、不動産番号を記載した場合であっても、敷地権の種類及び割合の記載を省略することはできない。

【注3】この様式は、以下の場合にも使用することができる。

○ 船員保険法

地方厚生（支）局長が、船員保険法に規定する保険料その他同法の規定による徴収金を徴収するため、同法第137条及び第153条の7第1項（第2項）の規定に基づき、納付の猶予を許可した場合において、日本年金機構（年金事務所）が、同法第137条及び第153条の8第1項の規定により、抵当権の設定の登記の嘱託の事務を行う場合

○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

地方厚生（支）局長が、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に規定する特例納付保険料を徴収するため、同法第2条第8項及び第20条第1項（第2項）の規定に基づき、納付の猶予を許可した場合において、日本年金機構（年金事務所）が、同法第2条第8項及び第21条第1項の規定により、抵当権の設定の登記の嘱託の事務を行う場合

## 登記嘱託書

登記の目的 抵当権抹消【注1】

原因 平成〇〇年〇〇月〇〇日解除

抹消すべき登記 平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第 号

権利者 担保物権の所有者の住所・氏名

義務者 厚生労働省

添付情報 登記原因証明情報

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇法務局（又は地方法務局）〇〇支局（又は出張所）

嘱託者 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地  
 日本年金機構代理人〇〇年金事務所長 〇 〇 〇 〇 ⑩  
 連絡先の電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
 担当者 〇〇係 〇〇 〇〇

登録免許税 金 千円【注2】

## 不動産の表示

不動産番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 【注3】

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

地目 〇〇

地積 〇〇・〇〇平方メートル

不動産番号 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 【注3】

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

家屋番号 〇番〇

種類 〇〇

構造 〇〇造〇〇ぶき2階建

床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル

2階 〇〇・〇〇平方メートル

不動産番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 【注3】

一棟の建物の表示

所 在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

建物の名称 〇〇マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 〇〇町〇丁目〇番の〇〇

建物の名称 〇〇号

種 類 〇〇

構 造 〇〇造1階建

床 面 積 〇階部分 〇〇・〇〇平方メートル

敷地権の表示

符 号 1

所在及び地番 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇

地 目 〇〇

地 積 〇〇〇・〇〇平方メートル

敷地権の種類 〇〇権

敷地権の割合 〇〇分の〇〇

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 抵当権者 厚生労働省

抵当権設定者 担保物件の所有者の住所・氏名

(2) 不動産の表示

別紙目録のとおり

2 登記の原因となる事実又は法律行為

〇〇厚生（支）局長は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、厚生年金保険法第89条及び第100条の9第1項（又は第2項）、健康保険法第183条及び第205条第1項（又は第2項）、並びに子ども・子育て支援法第71条第1項並びに厚生年金保険法第89条及び第100条の9第1項（又は第2項）の規定【注4】に基づき、上記1（2）に設定していた以下の抵当権の全部を解除した。

解除した抵当権 〇〇法務局（又は地方法務局） 〇〇支局（又は出張所）  
平成〇〇年〇〇月〇〇日受付第 号

上記のとおり証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇厚生（支）局長

〇 〇 〇 〇





不動産の表示

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目  
地番 〇番〇  
地目 〇〇  
地積 〇〇・〇〇平方メートル

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
家屋番号 〇番〇  
種類 〇〇  
構造 〇〇造〇〇ぶき 2階建  
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル  
2階 〇〇・〇〇平方メートル

一棟の建物の表示

所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇  
建物の名称 〇〇マンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 〇〇町〇丁目〇〇番の〇〇  
建物の名称 〇〇号  
種類 〇〇  
構造 〇〇造 1階建  
床面積 〇階部分 〇〇・〇〇平方メートル

敷地権の表示

符号 1  
所在及び地番 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇  
地目 〇〇  
地積 〇〇〇・〇〇平方メートル  
敷地権の種類 〇〇権  
敷地権の割合 〇〇分の〇〇

【注1】この様式は、地方厚生（支）長が厚生年金保険法第89条及び第100条の9第1項（第2項）、健康保険法第183条及び第205条第1項（第2項）並びに子ども・子育て支援法第71条第1項、並びに厚生年金保険法第89条及び第100条の9第1項（第2項）の規定に基づき納付の猶予を許可した際に設定した抵当権について、日本年金機構（年金事務所）が、厚生年金保険法第89条及び第100条の10第1項、健康保険法第183条及び第205条の2第1項並びに子ども・子育て支援法第71条第1項及び第8項の規定に基づき、その抵当権の登記の抹消の嘱託の事務を行う場合に使用する。

【注2】不動産1個につき1000円である。ただし、同一の申請書により20個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数1件につき2万円である（登録免許税法別表第一第一号（十五））。

なお、敷地権付き区分建物にあっては、敷地権が設定されている土地を1個の不動産として計算する（例えば、敷地権が二つの土地に設定されている場合、区分建物と合わせて、3000円となる。）。

【注3】登記嘱託書に不動産番号を記載した場合には、土地の所在、地番、地目及び地積（建物にあっては、建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積。区分建物にあっては、一棟の建物の表示である所在及び建物の名称、専有部分の建物の表示である家屋番号、建物の名称、種類、構造及び床面積並びに敷地権の表示である所在、地番、地目及び地積）の記載を省略することができる。

ただし、敷地権付き区分建物にあっては、不動産番号を記載した場合であっても、敷地権の種類及び割合の記載を省略することはできない。

【注4】この様式は、以下の場合にも使用することができる。

○ 船員保険法

地方厚生（支）局長が船員保険法第137条及び第153条の7第1項（第2項）の規定に基づき納付の猶予を許可した際に設定した抵当権について、日本年金機構（年金事務所）が、同法第137条及び第153条の8第1項の規定により、その抵当権の登記の抹消の嘱託の事務を行う場合

○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

地方厚生（支）局長が厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第2条第8項及び第20条第1項（第2項）の規定に基づき納付の猶予を許可した際に設定した抵当権について、日本年金機構（年金事務所）が、同法第2条第8項及び第21条第1項の規定により、その抵当権の登記の抹消の嘱託の事務を行う場合

法務省民二第161号  
平成27年3月23日

厚生労働省大臣官房年金管理審議官 殿

法務省民事局長

厚生年金保険法第100条の4等の規定により日本年金機構に事務が委任等された換価の猶予及び納付の猶予に係る登記の嘱託の様式について  
(回答)

本月16日付け年管第0316第1号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。